養護学校における早期教育相談の現状

―― 機関訪問相談活動からみた連携の在り方 ――

大　賀　たえ子

（国立久里浜養護学校）

要旨：本研究は、早期教育相談活動の一環として行った機関訪問相談が、幼稚園、保育園、小学校等の各機関が抱える問題に対して有効であるかどうかを検討した。結果は、障害児教育における専門的な立場からの指導は、各機関の保育力や教育力を高めるとともに、地域における他の専門機関等との連携も図ることが可能となり、養護学校の機関訪問相談活動は有効であることが示唆された。

見出し語：早期教育相談　機関訪問相談　連携　養護学校

１．はじめに

１）早期教育相談に関する近年の動向

養護学校における早期からの教育相談に関しては、平成 11 年 3 月の盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領にその役割が明記され、平成 12 年には、「21 世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」においても各養護学校の早期からの教育相談活動を充実させながら、地域におけるリソースとしての相談機能を高めていく必要性のあることが明記された。こうした背景の下に、全国的に見ると、徐々に取り組みを開始した学校が増加しているが、学校の中には、本格的な実施には至らず、校内体制の枠組み等、活動の推進に当たって、必要となる校内の体制の整備に努力しつつある段階の学校も多数あるものと思われる。

また、先の最終報告には、＜教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制を整備する＞必要性が述べられており、平成 13 年度より、全国 47 都道府県の教育委員会が中心となって教育相談体系化推進事業が展開されていることから、全国の養護学校の中には、関係諸機関との連携の構築も視野に入れながら、早期教育相談活動を進めている学校もあるものと推測される。

一方、近年の障害のある子供の教育相談においては、重度・重複障害児に対する教育相談の増加に加えて、超早期からの乳幼児に対する教育相談や、幼稚園・保育園・小学校等に在籍する子供に対する教育相談等、その対象は多様化している現実がある。こうした現実は、各機関における相談内容の多様性や必要とされる支援の質の向上及び求められる相談員の専門性の向上の要求につながっているものと考えられる。併せて、相談活動は、機関ごとに単独で推進されるのではなく、機関間の相互的な連携、あるいは、総合的な連携の下に推進されることによって、初めてその効果が得られる重要性を示唆しているのではないかと思われる。

このような背景の下に、すでに早期教育相談に関する取り組みを開始している学校はもちろん、多くの学校においては、地域の特別支援教育のセンター的な役割の重要性を踏まえ、教育相談に関する業務をこれまで以上に重要な課題として位置付け、積極的に実践していくべき時期にあると考えられる。

2）幼稚部設置養護学校における早期からの教育相談活動の状況

本校では、平成11年度より毎年、全国の養護学校の幼稚部担当者を対象とした研究協議会を開催している。平成13年度に、それら25校を対象に本校が実施したアンケート調査結果から、80％の学校が教育相談を実施していることが分かったが、16％の学校では、在籍児が学校に併設されている福祉施設に措置されている子供だけであること、学校の近くに相談業務を行っている療育機関があるため、地域の教育相談に対する切実なニーズがないこと等の理由から、今後教育相談を実施する予定はないとしていることが分かった。また、相談の形態については、保護者等が来校する形での相談が最も多く、次いで電話相談、機関相談、在宅相談、Eメール相談の順になっていた。また、教育相談を実施する上での課題としては、「時間の確保」、「他機関との連携」、「校内職員への啓発」、「施設・設備の整備」、「教育相談専任者の確保」、「教育相談担当者の増員」等が挙げられていた。また、研究協議会の場における報告の中では、乳幼児を含めた早期教育相談を実施している学校は65％であり、他の学校は、これまでの入学相談の枠内で早期教育相談を実施していた。このように、幼稚部が設置されている学校においては、それぞれの校内状況を鑑みながら、教育相談活動を実施しているものの、多くの課題を抱えながら早期からの教育相談に関しては、時代のニーズに向けた展開を図ろうと努力していることが明らかになった。

2．本校の早期教育相談活動について

本校の早期教育相談は、平成9年度に、教育相談部に位置付けられた“乳幼児に対する早期からの対応”に関する活動に端を発し、以後、平成11年度に新たに設置された「早期教育相談室」を中心として、様々な活動を展開してきている。活動に当たっては、特に、養護学校の持てる専門的な資源を地域に還元していく早期教育相談活動を意識して推進してきた。

その主な活動内容は、Table 1のとおりである。

また、これらの活動のほかに、例年、学校主催で実施している＜公開講座＞、＜早期からの指導担当者等研究協議会＞、＜県教育委員会実施の教育相談活動への後方支援＞、＜神奈川県障害のある子どものための教育相談体系化推進事業＞等の活動にも積極的に参画し、協力してきている。

これらの活動の中で、早期教育相談室

Table 1　早期教育相談活動一覧

発信	発表等	○			
	刊行物	○			
	ホームページ	○			
校内体制	校内研修会				○
	放課後支援			○	
教育相談	地域連絡協議会			○	
	早期教育相談会				○
	生活体験宿泊相談会				○
	メール相談	○			
	メール相談＋来談	○			
	電話相談	○			
	電話相談＋来談	○			
	機関訪問相談	○			
	在宅相談	○			
	来談	○			
理解啓発	各種の調査	○			
	相談案内の送付	○			
	関係機関への訪問	○			
	パンフレットの作成	○			
主な活動内容	年度	11	12	13	14

註）○は、活動開始年、――― は継続活動を示す。

では、開設当初より、【今後の地域における関係諸機関との連携を視野に入れた各種の活動】にも力点を置いてきた。その活動の概要を示すと、以下のとおりである。

1）理解啓発活動

(1) パンフレットの配布

近隣地域にある保育園・幼稚園・教育研究所・障害者福祉センター・幼児通園施設・保健福祉センター、横須賀市・三浦市をはじめとする神奈川県内の教育委員会・特殊教育センター・児童相談所・主たる医療機関等（420 箇所）にパンフレットを配布した。担当者が関係機関へ直接出向き、それぞれの関係者と情報交換を行ったり、パンフレットを郵送したりして、早期教育相談活動についての理解を仰いだ。

(2) ホームページの開設

本校のホームページに「早期教育相談室」のコーナーを設け、本校における早期教育相談室の活動内容を広く紹介するとともに、インターネットによる教育相談活動を開始した。

(3) 地域の関係機関との情報交換

早期教育相談室との連携が必要と予想される、近隣地域にある保健福祉センター、教育委員会、障害児の診察を行っている主な病院、児童相談所、保育園、幼稚園、小学校等を早期教育相談担当の教員が直接訪問し、当該機関の保健師、医師、行政機関関係者、教師等に早期教育相談室開設の趣旨説明及び情報交換を行った。

こうした訪問を通じて得られた情報からは、①障害の発見・診断に対する早期からの教育的ケアへの対策が必要なこと、②保護者や家族に対する教育面についての必要な情報提供や子育てへの援助が必要であること、③親子の側に立った多角的で柔軟な活動の展開や教育相談体制の確立及び整備された教育相談の場の確保等が必要であること、④機関間の連携や支援体制の問題が提起されていること、等が明らかになった。

(4) アンケート調査の実施

地域における障害児保育の実態及び本校の「早期教育相談室」に対するニーズを把握し、今後の地域における関係機関に対する支援の指針を得ることを目的として、神奈川県湘南地域に位置する幼稚園 137 園、保育園 160 園、合計 297 か所に対して、質問紙法によるアンケート調査を平成 11 年 11 月に実施した。

調査内容は、①障害児の受け入れ状況、②受け入れている障害児の障害の種類、③在園機関以外の通所機関、④保育上の問題点、⑤今後の受け入れ予定、⑥本校の「早期教育相談室」への希望・要望で、回答率は、51.0%（150 園）であった。

このアンケート調査を通して明らかになったこととして、幼稚園・保育園共に、①障害児を受け入れようとする姿勢が高いこと、②受け入れている対象児の障害は、言語障害や情緒障害等、多様な障害であること、③保育者の障害児に対する指導上の悩みが多く、専門的知識が不足していること、④保護者の障害に対する理解度の問題で困っていること、⑤行政との関係に関する問題が大きいこと等が挙げられた。さらに、⑥障害児に対する総合的な教育については、より専門的な機関での対応を求めており、保護者の指導に対する専門機関からのバックアップ、園に対する本校の「早期教育相談室」の直接的なサポートの要望等、大きな期待と展望が示された。特に、保育園においては、時代的な趨勢もあって、今後積極的に障害児を受け入れていこうと考えている保育園が多く、中には障害児を積極的に受け入れ

てはいるものの、現実的には組織的なサポートがなされないまま、保育者の「専門性」に委ねられた状態にある保育園も数多くみられた。

2）機関訪問相談活動

教育相談の形態は、障害のある子供を持つ保護者等が、学校まで出かけて来て教育相談を受ける形で実施する場合が多い。本校でも、この形態による教育相談において、子供に対する指導は、個別に、あるいは、2名位の小グループの形態で実施してきている。その一方で、早期教育相談室開設当初より、訪問による形態も重視した教育相談を実施してきた。具体的には、障害が重度である子供に対しては、それぞれの家庭に出向いて指導や教育相談を行ったり、障害児が所属いている幼稚園、、保育園、小学校等に対しては、一人一人の教育的ニーズに即して機関訪問相談を行ったりしてきた。とりわけ、後者の機関訪問相談に関しては、前述の平成11年度に実施した調査結果により、本校の早期教育相談室による具体的なサポートが強く望まれていたことから、機関訪問相談に関する取り組みを重視した活動を継続して実施してきた。また、この機関訪問相談活動では、幼稚園、保育園、小学校等における教育的対応への支援を直接的に行うばかりでなく、各機関を取り巻く地域の関連諸機関との連携の問題に対しても、障害児教育における専門的な立場から、必要に応じてコーデイネートを行うことも視野に入れて活動を実施してきた。

3）早期教育相談地域連絡協議会

平成13年度より、本校で早期教育相談を受けている子供が関係している機関の方々に集まって頂き、関係機関とのネットワーク作りを意図して、「早期教育相談地域連絡協議会」を本校を会場として、学期1回程度の頻度で実施している。この会では、幼稚園・保育園・小学校・療育センター・保健福祉センター等の責任者が、それぞれの機関における障害児保育や教育の現状及び問題点等を中心とした様々な内容について情報を交換している。その話し合いの中で、それぞれの機関における役割を紹介し合ったり、相互に協力できることを伝達し合ったりしながら、今後の課題について確認し、地域における関係機関のネットワーク作りを目指している。

3．機関訪問相談活動の実際

1）機関訪問相談の実施経過

平成11～14年（10月末）までの機関訪問相談活動の中で、対象となった機関の種類及び機関数、訪問した機関で相談対象となった職種、機関訪問の総回数、機関で対象となった障害の種類及び障害児数は、Table 2に示すとおりである。

2）機関訪問相談の実際例

(1) 保健福祉センターからの紹介ケース

① 対象児：知的障害、肺動脈閉鎖症、2歳、男。

常時酸素吸入が必要である。通院が多いため、継続して療育機関にかかることができない。保健師が定期的に家庭を訪問し、体調に関するケアを行っている。教育的なかかわりへのアプローチが不足していることから、在宅訪問の形態で教育相談を受けられる機関を探していた。併せて、保護者が子供に対する今後に悲愴感を抱いていることから、精神的なサポートを受けられる場も求めていた。本校の早期教育相談室にはその家庭訪問による教育相談のシステムがあることから、在宅訪問相談を保健福祉セン

Table 2　平成 11 年度～14 年度（10 月）までの機関訪問相談活動の推移

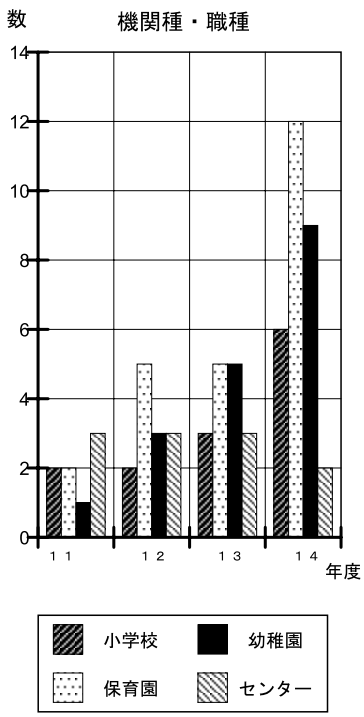

２―１　機関種・機関数

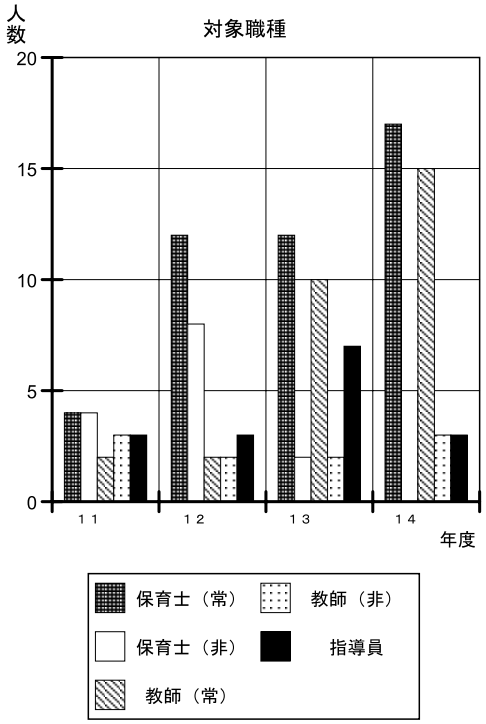

２－２　対象職種

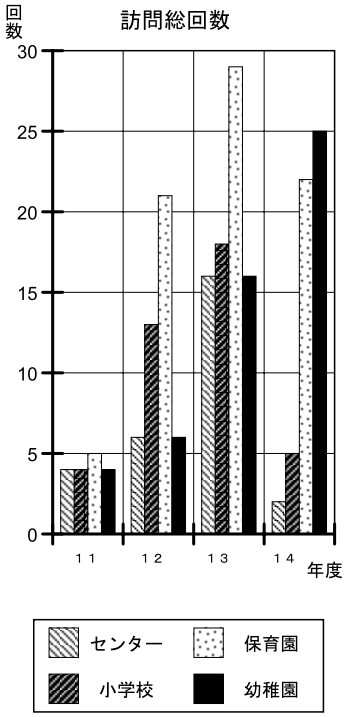

２－３　訪問総回数

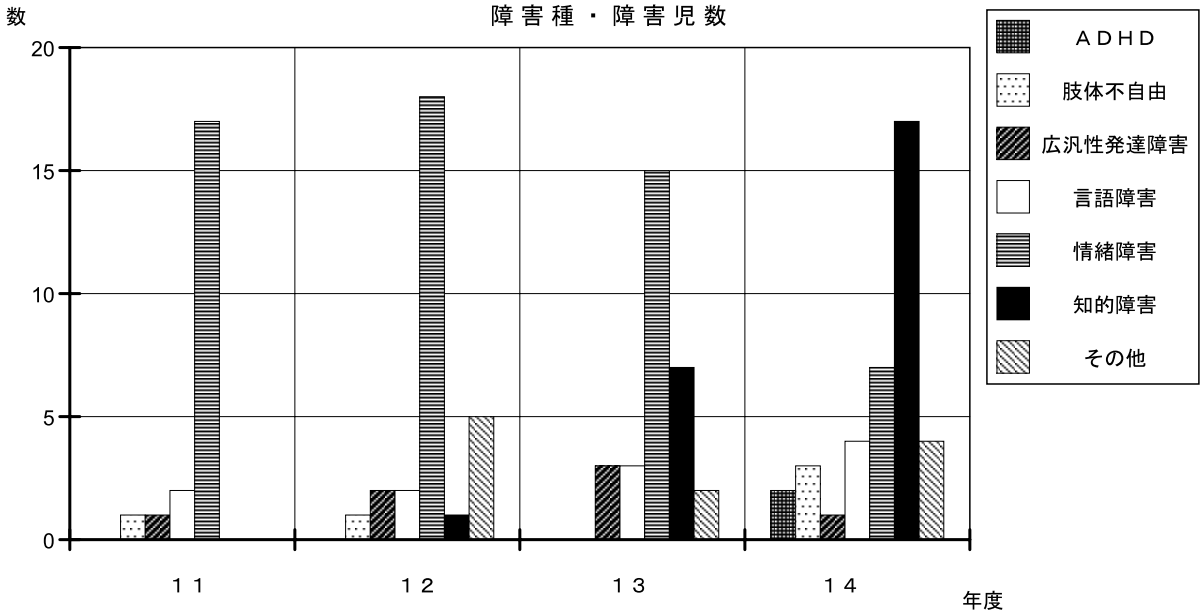

２－４　　障害種・障害児数

ターから依頼された。

② 訪問相談期間：平成 13 年 7 月～14 年 3

③ 訪問回数：当初は月当たり 4 回、相談経過に則して月 2 回で実施

④ 主訴

・子供の発達を促進し、発声や発語を促すにはどうしたらよいか。

・保護者の養育に対する不安を少なくし、子供の育てることに自信を持たせるにはどうしたらよいか。

⑤ 訪問時間：10 時～12 時

⑥ 訪問相談時の主な内容

・子供の体調をみておもちゃ等を使用しながら教師と遊ぶ。母親も参加して遊ぶ場面を作り、対象児、母親、教師と一緒に遊ぶようにした。

・身体接触が好きな本児に対して、リラックスした中で、自然に声等が出るよう、‘一本橋’や‘ねずみ’等、身体を通した遊びや、ボール等で身体を大きく動かす遊びを楽しむようにした。

・体調や天候を考慮しながら、近くの公園まで散歩し、空気浴や日光浴の機会を持つようにした。

・日常生活の中で、子供の生活リズムの調整、言葉掛けやかかわり方等、子供の養育に当たって大切にしなければならない要点について話をした。

⑦ 母親の養育経過

・食事や排せつ、睡眠等、子供の生活リズムを整えるように気をつけ、起床や就床、食事の時間等が少しずつ整ってきた。

・子供と一緒に遊べるような時間を作り、日課に組み込んでできるようになった。

・身体接触をしたりおもちゃを使ったりしながら、短時間でも子供と遊ぶようになった。

・ゆったりとリラックスできるように、余裕を持って生活するように心がけるようになってきた。

⑧ 母親の養育結果

・気持ちにゆとりができてきた。

・毎日一緒に遊ぶことが日課になり、子供との遊びを楽しめるようになってきた。

・対象児は、母親と一緒にいる時に良い声を出したり、欲しい物に向かって手を伸ばすようになったりしてきた。

・早期教育相談室の教師の訪問を待つようになり、教師に子供との生活の様子を進んで話すようになってきた。

・保健師の訪問時に、子供の変化や遊びの様子を母親が進んで報告するようになってきた。

(2) 市の子育て支援課からの紹介による機関訪問相談

① 当該機関の概要

公立保育園。園児数は 130 人強の 5 クラス編成。集団活動や行事がメインの保育を実施している。障害児は毎年受け入れており、園児全体に対する在籍率は 3.5%前後で推移している。非常勤保育士 2 名が交代で配置されているが、年度途中で交代することがある。障害児保育の専門家はかかわっていない。障害児の指導方法や保護者への対応、医療機関との連絡等に問題を持っている。

対象児：言語障害、 5 歳、女。

指導体制：26 名の園児に対して担任 1 名。 2 名の非常勤保育士が 2 日交代でクラス全体の補助に入っている。

保育時間： 7 時～18 時 30 分

② 訪問相談の期間：平成 12 年 2 月～13 年 3 月

③ 訪問回数：月当たり 1 回の訪問と 1 ～ 2 回の電話

④ 主訴

- 対象児の理解言語はあるが、表出言語がない。どのように対応したらよいか。
- 保護者の家庭での養育や、保育園での保育に対する関心を高めるにはどのようにしたらよいか。
- 医療機関とはどのように連絡を取り合っていけばよいか。
- 集団の中で積極的に行動がとれないが、どのように対応したらよいか。

⑤ 訪問相談時の主な活動内容

- 保育の流れに沿って、活動場面（集会、自由遊び、制作、昼食、散歩等）や行事の中で、保育士のかかわり方、指示理解行動の状況、集団行動の状況、言葉の発現状況等について観察した。
- 観察結果や保育日誌、保育士からの情報等を基にアセスメントを行い、保育士や園長と話しながら保育計画を作成した。
- 活動場面の中で、状況に応じて、保育士のかかわり方に対する指導を行った。
- 園児の午睡中に、保育士とケースカンファレンスを行った。メンバーは、園長、主任のほかに担任の保育士又は、非常勤保育士が出席した。
- 保護者からの主訴についての説明及び保育園での問題について聴取し、共通して検討する課題の整理を行った。
- 当日の対象児に対する保育士の指導について、内容や方法上の問題点を整理し、具体的な改善策を検討した。
- 早期教育相談室の教師が、対象児の通院している病院のＳＴや耳鼻科医師を訪問し、言語訓練や耳鼻科治療の状況について得た情報を基に共通理解を図った。園での具体的な対応策について検討した。
- 保育園での保護者の様子を基に、連絡帳の活用や面談の実施等、適切な対応策について検討した。
- 日々の保育の中で、指導上保育士が困っている問題の整理を行った。必要に応じて具体的な方法を提案した。

⑥ 保育士や当該機関の指導経過

- ＜クラス全体に指示した時の対象児の行動をよく観察する　→　他児と同様な行動がとれていない場合は、本児に再度指示する　→　その後の様子を見ながら補助を工夫する＞、等のように、対象児の様子をよく観察しながら、子供の状態の変化に応じて順序立てて対応を行うことができるように工夫した。他児と同様の行動がとれるようにすることを短期的な目標にしないで、対象児のペースに合った行動をとることを目標にするように配慮した。
- いろいろな場面で、『お話』をするように指示してきたが、発語させようとするのでなく、自由遊びの中で、リラックスしてのびのびと遊べるようにした。また、対象児の好む遊びを取り入れ、楽しい気持ちで遊べるように工夫した。
- 保護者に対して、対象児が頑張ったことやよくできたことを連絡帳に記述して伝えたり、電話をかけて直接話したりしながら、保護者と対象児のことを話し合う機会を数多くもつようにした。

⑦ 保育士や当該機関の指導結果

- 集団行動はほとんどとれなかったが、「集まって」、「トイレに行ってきなさい」、「お弁当の用意をしなさい」等の指示に応じた行動は、担任がクラス全体に指示すれば、他児と一緒にできるようになった。また、周囲の子供の様子を見ながら、自分で行動することも多くなった。

・自由遊びでは、声を出して笑うことが多くなった。また、名前を呼ぶと、「アーイ」と言ったり、納得するとうなずいて「ウン」と言うようになった。母親からは、「ママ」「パパ」と発語したとの報告があった。
・母親が明るくなってきた。時々、保育の様子を参観したり、ＳＴの訓練を受けたり、耳鼻科に行った後は、担任に積極的に報告したりするようになった。
・保育園では対象児を中心に、非常勤保育士が動けるような指導形態を工夫するようになった。
・訪問指導時のカンファレンスで検討した内容について、保育士同士で話す機会を持つようになった。
・保育園が病院のＳＴや耳鼻科医師と連絡を直接とるようになり、対象児に必要なことを指導の場面で生かすようになってきた。

(3) 幼稚園園長会からの紹介による機関訪問相談

① 当該機関の概要

私立幼稚園。園児数は 200 人弱の 8 クラス編成。自由保育を実施。障害児を積極的に受け入れており、園児全体に対する在籍率は 5 %前後で推移している。障害児の保育は、補助の教師が部分的に担当している。専門家の指導は受けていない。自閉症の子供が多く在籍しているが、特異行動等に対する指導の手だてが分からず、現場は混乱している。保護者が障害を受容していないため、問題の共有が難しい。療育機関にもかかっているが、関係がもちにくい。

対象児：自閉症、 4 歳、男児。

指導体制：24 名の園児に対して担任 1 名。クラスには障害児が対象児のほかに 1 名在籍。フリーの教師が部分的に障害児の保育を担当している。

保育時間： 9 時～14 時（水曜日は午前保育）

② 訪問相談期間：平成 12 年 10 月～13 年 3 月

③ 訪問回数：月 1 回

④ 主訴

・集団保育の中で他児と同様の行動がとれない時はどのように対応すればよいか。
・場面転換の際に適切な行動をとることができず、パニックになる時の対応はどうすればよいか。
・身の回りの物や靴の始末等、生活習慣の形成はどうすればよいか。
・保護者の障害に対する理解を求めるにはどうしたらよいか。
・療育機関で訓練を受けていることをどのように考えればよいか。

⑤ 訪問相談時の主な活動内容

・保育の流れに沿い、様々な活動場面（登園後のあいさつ、身辺処理、課題遊び、集会、昼食、遊戯等）で、教師の指示やかかわり方に対する対象児の様子を観察した。また、自由遊びの場面における物や人へのかかわりの様子、要求表現の様子等を観察した。
・保育記録、情報などを基にしてアセスメントを行い、対象児の指導計画を作成した。
・状況によっては、その場で直接、指導の方法について教師に助言した。
・保育終了後、担任、補助の教師、年中組全員の教師、主任とケースカンファレンスを行った。
・教師が疑問とする対象児の行動のとらえ方や見方について共通理解を図りながら、当日の指導の問題

点を基に、翌日からの指導内容や方法について整理した。

- 保護者への対応について、その時点での適切な方法を検討し、見通しを立てた。
- 関係している療育機関に早期教育相談室の教師が出向き、対象児や保護者に関する情報交換を行い、その情報を幼稚園職員と共有した。必要に応じた連絡の取り方や役割分担を明確にした。

⑥ 教師や当該機関の指導経過

- 登園後の身辺処理（靴を靴箱に入れる、通園カバンをロッカーに入れる、タオルを所定のフックにかける等）に関する指導は、個別に指示をする。適切な行動がとれない場合は、教師が身体促進等の補助を行う。持ち物や自分の場所が分かりやすいように、目印を貼る等のような工夫を行った。
- パニックを避けるため、当初は対象児の要求にすべて応じていたが、次の活動を事前に予告して見通しをもたせたり、他の遊びが楽しめるように働き掛けたりしてきた。その日の調子によって異なるが、まだ、パニックを起こさないで場や状況の変化に応じて行動を適切に切り替えられる時と、切り替えられずにパニックを起こす時とがある。
- 常に健常児と同様の行動をとることは要求しないようにし、対象児の状況の変化に応じて、無理のない好きな遊びをさせるようにした。
- 保護者に対して、日々の様子をこまめに連絡するようにしたり、２週間に１度、幼稚園や家庭での様子について直接懇談する機会を設けたりするようにした。
- 担任教師と補助の教師が、対象児のかかわり方に食い違いが起きないように、話し合う日を設定した。

⑦ 教師や当該機関の指導結果

- 対象児は登園後の身辺処理を自発的に行うことが多くなってきた。教師は、まだ補助することもあるが、自発性を大切にした補助をどのようにすればよいかを考えるようになった。
- 担任は、対象児がパニックを起こすと大泣きするため、周囲の子供への影響を考慮し、目前の要求を聞き入れるようにしていた。そうした対応の継続では、子供の指導は伸展できないことを理解するようになってきた。
- 担任は、クラスの保育計画の中で、対象児の個別目標をたてるようになった。クラスの指導に対象児を合わせるのではなく、対象児にクラスを合わせていく指導も必要だと考えるようになった。
- 対象児の状態によっては、できるだけフリーの教師の都合をつけて別室で個別の対応を行うようにした。
- 年間に１回ではあるが地域の療育機関の職員が幼稚園を訪問し、対象児の様子を把握したり、指導に関する情報を提供したりするようになった。

(4) 医療機関からの紹介による機関訪問相談

① 当該機関の概要

公立小学校。通常級。学級数は、24 学級。障害児教育に関する専門家の介入はない。学校では、対象児の状態をとらえられず、落ち着かない子供として対応している。保護者は障害を受容しているが、接し方が良くないため、対象児の状態が悪化してきている。

対象児：ADHD、11 歳、男児。早期教育相談室に来談。

指導体制：34 名の児童に１名の教師が配属。

② 訪問相談期間：平成 12 年 9 月～13 年 4 月

③ 訪問回数：月 1 回

④ 主訴

- 落ち着いている時とそうでない時があり、どのようにしたらよいか分からない。
- 忘れ物や整理整頓が難しく、何回話してもできない。
- 始業時間に遅れたり、約束が守れなかったりする。
- 話し合いに参加できず、国語の学習に遅れがみられる。

⑤ 訪問相談時の活動内容

- 担任、学年主任及び校長に、対象児の障害の状態、総合的な発達の状況、基本的な対応の仕方について伝えた。
- 早期教育相談室に来談した時に指導した内容や方法、子供に対する対応の基本についてアドバイスしたことを伝えた。
- 本児の状態に関する医師の所見や情報、対応等の内容を担任等に伝え、指導上の配慮事項を検討した。
- 担任から、学校生活全般にわたる対象児の様子や授業場面での行動の状態を聞いた。
- クラスの中における対象児の位置や友達との関係等をみながら、対象児が自信をもてるような指導、自尊心を傷つけないような指導の在り方を検討した。
- 一日のスケジュールをボードで確認し、順に進められるようにした。
- 机の中やロッカーに、物が区別して入れられるように印を付けて手がかりを与えるようにした。
- 日々の様子について保護者との連絡をとる方法を検討した。

⑥ 教師や当該機関の指導経過

- 対象児に対して、担任が一日 1 回、短時間でも個別に接するようにした。
- 休み時間には、他のクラスで仲良しの友達 1 名に同クラスの友達 2 名を加え、担任も入って遊ぶようにした。担任に代わって時々学年主任も入り、担任以外の教師ともかかわれるようにした。
- 国語や社会等の教科の学習の際には、グループ学習の時間を多くとるようにし、その中で対象児が発言する機会がもてるように工夫した。
- 係り活動で、対象児がよくできたことをクラス全体の前で賞賛するようにした。
- 母親に対して学校の様子についてこまめに連絡するようにした。
- 早期教育相談室の教師が医師を訪問して得た情報を伝え、共通理解を図りながら生活上の配慮を確認した。
- 早期教育相談室に母親と対象児が来談（月 2 回）した際に、家庭で困っている事柄に対して具体的にアドバイスし、実行できるような工夫を話し合った。

⑦ 教師や機関の指導結果

- 対象児に積極性が見られるようになり、係の仕事などを確実に行うようになってきた。
- 国語の時間に積極的に挙手して発言する等、自主的に発表する時間も出てきた。
- 片付けなどは手掛かりを与えれば、うまく行えるようになってきた。
- 球技大会の応援団長に立候補して練習に励み、当日頑張ることができた。
- クラスの友達が増え、登下校の際は友達と一緒に行動するようになってきた。

・担任以外の教師にも話しかけるようになってきた。
・母親も対象児の状態に対して心配しすぎないようになり、家庭での様子を積極的に担任に報告するようになってきた。
・クラス担任のみで対象児の問題を対応していたが、学年会で対応を検討できるようになった。
・母親と共に医師の所に行き、子供の様子の把握や今後について相談するようになった。

3）聞き取り調査から

訪問相談を実施した各機関から、訪問相談に対する評価を聞き取った。方法は、相談終了時又は、平成12〜13年度の年度終了時に個別に行った。調査項目は、①訪問回数について、②訪問時間について、③訪問相談の内容について、④早期教育相談室担当者の態度について、⑤早期教育相談室が機関訪問相談でもたらしたもの、⑥早期教育相談室の機関訪問相談に今後期待すること、であった。

対象となったほとんどの職員から、率直な意見を聴取することができた。項目ごとの傾向は、幼稚園、保育園、小学校、障害児通園センターともに、ほぼ類似した様相を示した。各項目の内容をみると、＜回数＞＜時間＞＜相談内容＞＜担当者の態度＞において、良かったという評価が得られた。さらに、相談を通して、それぞれの機関にもたらした効果も大きいものがあった。また、＜保護者に対する悩み＞は、いずれの機関も共通して抱えており、障害受容の問題、保護者と保育者の考え方の相違、機関側の親の気持ちの理解度の問題、保護者自身の問題、保護者との信頼関係等、保育や教育を進めにくくしている深刻な状況が具体的に提示された。そのような状況下で、対象機関の担当者や責任者が早期教育相談室の教師との話し合いを持ちながら保護者に接近していけたことは、機関自体の大きな前進と言える。＜相談室に対する今後の期待＞については、いずれの機関からも様々な課題が寄せられており、それらの期待にこたえるべく、今後必要な事項についてきめ細かく整理する必要があると考えられる。

5．考　　察

1）理解啓発活動をとおして

本校の「早期教育相談室」における一連の理解啓発活動では、多数の機関と直接的・間接的に関係をもつように努め、その中で「早期教育相談室」の存在を伝えてきた。すべての機関に足を運ぶことは物理的にも困難なことから、書類を郵送した機関も多く、それらの機関とは言葉を交わす機会がなかったため、早期教育相談室が意図する内容が、どの程度理解されたかについては推し量りがたい。しかし、直接足を運び、面談を通して理解を求めた機関からは、多数の意見が寄せられた。

本校の早期教育相談室の対象は、乳児から、としていることから、障害児が早期の時点で遭遇する機関である保健・医療機関に対する活動にも着目した。そこでは、障害児が発見されると、早期療育あるいは経過観察へとつなぐ形でフォローされているが、保健及び医療それぞれのエリアからのフォローに限界のあることが推察された。これまで、障害がある乳幼児や保護者へのケアは、各地域における保健及び医療機関からの支援があり、成果があげられてきているが、乳幼児の発達に連なる教育的な連携についての課題は、今後に残されている。この意味において、今後、保健・医療機関と教育機関との質的な連携の具現化を図る必要性が示唆されていると考えられる。

また、通園施設は、本校が置かれている横須賀市では施設数が1か所、隣接の三浦市は皆無という状況にあり、増加傾向の障害児、あるいは人数制限のため待機中の障害児に対するケアは、著しく停滞し

ていると考えざるを得ない。実際、通園施設からも、対応に関する深刻な実状が述べられており、併せて、教育との関連性も問われていることも重視する必要があると考えられる。

2）調査活動をとおして

調査活動を通して、保育園・幼稚園共に、障害児を受け入れようとする姿勢が高いこと、受け入れている対象児の障害は、言語障害や情緒障害等、多様な障害であること、指導上の悩み・専門知識の不足、保護者との問題、園を取り巻く周辺の機関との連携等、様々な問題が指摘された。さらに、障害児に対する総合的な教育は、より専門的な機関での対応を求め、保護者に対する専門機関からのバックアップ、園に対して本校の早期教育相談室の直接的なサポートを望む等、本校の早期教育相談室には大きな期待と要望が示された。特に、保育園においては、時代の趨勢もあり、障害児の積極的な受け入れがなされてはいるものの、現実的には組織的なサポートがなされないまま、保育者の「専門性」に委ねられた状態にある保育園も数多くみられた。

3）機関訪問相談をとおして

Table 2 に示したように、平成 11 年度から現在に至るまで、本校の早期教育相談室では、各種の機関に対して訪問相談活動を実施してきた。その経過を振り返ってみると、以下のことが考えられる。

(1) 保育・教育の現場に介入する際の基本姿勢

それぞれの機関の対象となる子供の問題を把握し、理解していくには、教師や保育者自らが、子供や保護者の問題に対して改善の責任を持っている存在であることを意識していけるように、機関の職員とともに、これまでに蓄積してきているそれぞれの現場の知恵や直感をいかに引き出していくかという観点を持つことが重要である。併せて、早期教育相談室の教師には、専門的で明確な情報提供が常に求められ、即座の的確な応答が望まれている点も挙げられる。

また、機関訪問相談活動の中では、個々の子供の成長を促す目的が大きいことから、保育や教育の実際場面での観察を十分に行い、当該機関の関係者と共に学ぶ努力を欠かしてはならないであろう。幼稚園、保育園共に、基本的には幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づいて保育が行われている。また、学校においては、小学校学習指導要領に則って指導が行われているため、各現場を理解するためには、それらの幼稚園教育要領・小学校学習指導要領等を理解し、精通していることが保育や教育を支援する重要な要素となる。

さらに、機関訪問相談は、早期教育相談室が機関に対して、コンサルテーションを行っていく一つの場でもあるが、その際、保育や教育の専門家に対して、一方的ではなく、できる限り対等の立場で話し合っていくことが重要であり、特にカンファレンスにおいては、共に語り合いながら指導・助言できるような支援が必要である。対等な関係を作り出すには、早期教育相談室の教師の専門性が低すぎないよう、また権威的にならないような準備や調整が欠かせないものである。このほか、子供 ― 保育・教育者 ― 保護者間の信頼関係を作ることも教育的な支援に当たって欠かせないものの一つである。そのためには、教育相談担当の教師の専門性の高さや現場に対する親身な対応等を通して、各機関の関係者との信頼関係を成立させることが重要であり、また、問題に応じて、保護者や外部機関との連携に関する役割を担う必要性が生じる場合があることも念頭に置かなければならない。

なお、以上の事柄を背景に実施した教育的支援については、その有効性について、機関関係者、保護者等を対象に、子供の問題解決度を含めた評価を実施し、成果のフィードバックを図りながら進めるこ

とを欠かしてはならないであろう。

(2) 教育的支援の内容と支援計画

これまでに実施してきた早期教育相談室からの機関訪問相談における活動内容は、子供やクラス集団に対するもの、保育者や教師に対するもの、保護者に対するもの及び周辺を取り巻く関係機関との連携に関するものがあった。経過の中でまとめられた構造を Fig 1 に示す。

機関に対する教育的支援は、(1)でも述べたように、保育者又は教師等が本来の保育や教育を進めていくための底辺を支えるものでなくてはならない。当初は、方向性をややリードするものであっても、進行とともに、自ら問題解決が図れるようなバックアップの側に転換を図ることが大切である。

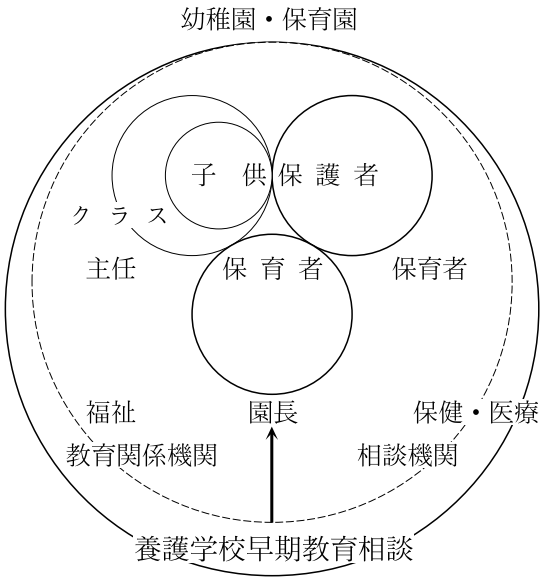

Fig 1　教育的支援の構造

各機関が抱える問題は多方面にわたっているが、対象とする機関の体制に即しながら、多角的・多面的な内容に必要なコンサルテーションを行い、直接的な保育者や教師のみならず、機関内の他の職員の問題意識を高めることも必要である。なお、問題解決の糸口を作り、機関全体の障害児を含めた保育・教育機能を高めるためには、部分的な対応ではなく、問題を整理し、総合的なコンサルテーションに基づいた支援計画を作成していくことが重要である。

4）機関訪問相談の実際例をとおして

幼稚園、保育園、小学校等のいずれの機関においても、早期教育相談室の訪問相談を受けたことは、良かったとの評価が得られた。また、実際例 (1) にみられるように、保健福祉センターからの依頼による在宅訪問でも、保護者及び保健師から高い評価を得ることができた。その点においては、少なからず訪問相談を行った意義があったと考える。しかしながら、各機関における機能的な状態はそれぞれ異なっているため、個々の機関の必要性に対してどう応じるか、より具体的・現実的・将来的・かつ総合的な対応が今後問われてくると思われる。各機関における問題点の中でも、指導法のことが大きな問題として出されていたが、保護者に対する問題が更に深刻な問題として取り上げられていた。統合保育に関する問題点として、保育者の保護者に対する対応は困難な点が多いと指摘されている（郷間，1997）が、今回の活動では、早期教育相談室の立場が、保護者自身と教師や保育士、指導員等の両者とは距離を置いた位置にあったため、両者の関係を近付ける中間的な存在になることができたと考えられる。その点においては、幼稚園・保育園・小学校等の機関に対する訪問相談は、機関への支援を行うことが、保護者への支援を進めることにつながると言えよう。

さらに、保護者は、障害児のよりよい発達や成長を願って他機関を訪れ、所属機関での教育や保育と並行して日々努力しているが、各機関においても保護者が訪れている機関とは別の機関と接触をもち、よりよい対応を目指している所もあった。しかしながら、保護者 ― 他機関、所属機関 ― 別の他機関、というようにそれぞれが別個のつながりをもって動いており、様々な関係機関が保護者を中心にすえて相互的に連絡を取り合うことはほとんどない状況であった。このため、訪問相談の中で、早期教育相談室が必要に応じて他機関の情報も伝達しながら、両者の共通理解を図り、共通した方法が展開できるよ

うに仕向けた。

一般的に、関係諸機関との連携は重要であるとは言われるものの、連携は相手の動きを待っていても実現できず、周辺の状況を勘案しながらそれぞれが積極的に始動しなければ成立しないと思われる。今後、保護者を含め、関係諸機関との連携を視野に入れたよりよい対応の在り方についても検討する必要があると考える。

5）聞き取り調査をとおして

幼稚園等種々の関係機関に対する聞き取り調査を通じ、多くの項目にわたる評価を得ることができた。訪問回数や活動時間については、当該機関の実状を勘案しながら今後の対応を進めることが必要である。訪問相談日における具体的な指導内容については、おおむね満足が得られたと思われる。なかでも、ケースカンファレンス若しくは障害児に対する職員へのサポートをとおして、多くの教師や保育士等の障害児や保護者に対する見方、考え方、接し方等が変容した。その推移の中には、職員の絶え間ない歩みが積み重ねられたことがうかがわれる。具体的には、＜早期教育相談室の訪問相談が機関にもたらしたもの＞の内容から読みとることができる。その中にある内容は、訪問相談による直接的な成果ではなく、本校の早期教育相談室による訪問相談が契機となり、それぞれの担当者や機関が、障害児やその保護者に対し、限られた厳しい現実の中で生み出してきた成果であると考えられる。本校の早期教育相談室に寄せられる期待は実に大きいが、相談担当者は、多くの機関の状況や保護者の心理、子供の実態を的確に把握し、今後の見通し等を踏まえた上で、早期教育相談活動を実施し、職員や保護者等のニーズに適切にこたえていけるようにすることが大切であろう。

6．まとめと今後の課題

関係機関との連携を指向した今回の活動をとおしてみると、諸機関においては、それぞれがもつ専門性を生かしながら多様な取り組みを行ってはいるが、機関間の連携を叫んではいるものの実動には至っていない機関、連携の問題以前に機関内における意識の問題を抱えている機関が多数あることが明らかになった。これは、それぞれの機関の組織上の問題や、人的資源等の物理的な問題に起因していることが大きいと思われる。このような中で、養護学校における早期教育相談の取り組みについては、始めて見聞きしたという機関がほとんどであった。このことからも、関係機関との連携の強化、地域の中における早期教育相談活動の充実を図っていくには、養護学校等に情報が集まるのを待つ受動的姿勢ではなく、地域性を考慮しながら養護学校等の側から積極的に発信していくという能動的な姿勢をとる必要があると考える。

幼稚園・保育園における障害児保育の支援に関しては、本校の早期教育相談室に多大な期待が寄せられていることが明らかとなった。1995 年 12 月の「障害者プラン」策定以降、厚生省の通知において、地域での障害児（者）に対する療育・相談等の体制の充実を図るため、地域療育等支援事業が展開されるようになった。早期教育相談室で実施した諸調査で明らかになったように、保育機関からは、現場において障害児の指導や方法に関する情報提供や具体的な指導内容・方法、保護者との関係に対する支援等が求められているが、眼前の問題に関する対処のみにとどまるのではなく、障害児保育若しくは統合保育が目指す内容に向けた視点での支援の在り方を今後工夫していくことが重要であると考える。それには、各機関による一方的な相談活動ではなく、幼稚園・保育園と専門機関が問題を「共有」し、「共

同」の作業によって進められることが重要であると考える。

近年、障害児の早期発見・早期療育が盛んになされているが、医療・福祉及び教育において地域指向の流れがみられ始め、障害児を取り巻く環境は過渡的な時期にさしかかっていると考えられる。その中で、今回、新しい学習指導要領等に、養護学校が地域の中における相談のセンター的な役割を持つように示されたことは、思想的にも、インテグレーションからインクルージョンへ、バリアフリーからユニバーサルデザインへと移行しつつある社会的な風潮に現れているように、障害児に対する対応は、養護学校の中で、教育現場においてのみ行われるのではなく、より広範囲に、障害児を取り巻く専門的な人々や諸機関と問題を分かち合いながら、相互的で一貫した相談支援活動としての作業を進めていく必要があることを示唆していると言えよう。

冒頭に記した［21 世紀の特殊教育の在り方について］においては、一人一人のニーズに応じた特別な教育的支援という考え方に基づいて、これまでの特殊教育全体にかかわる制度の見直し、あるいは種々の施策の充実に向けた具体的な提言が行われた。提言の第一番目には、就学指導の在り方の改善について示されており、乳幼児期から学校を卒業するまでの一貫した相談支援体制の準備を唱え、教育、福祉、医療、労働等が一体となった特別の相談支援チームを作り、保護者等に対する相談と支援の推進の必要性が提言されている。また、近年の障害の重度・重複化あるいは医学等の進歩に伴って、早期からの教育の必要性が高くなっているため、盲・聾・養護学校における幼稚部での教育の充実も期待されている。我が国の歴史的な経緯の中では、養護学校の早期教育は盲・聾学校のそれよりも大きく遅れをとっており、通園施設や療育センター、保育園の統合保育等で対応がなされてきた。こうした現状を踏まえ、養護学校における早期からの教育的な対応の意味する重大さ及び役割を十分鑑みた取り組みが必須とされる。文部科学省においては、今回の最終報告を受け、平成 13 年度の新規事業が開始され、多数の養護学校においては、早期教育相談に関する様々な取り組みが進められようとしている。

一方、保育園における障害のある子供の保育に関しては、2000 年 4 月に改訂の、「保育所保育指針」において、「障害のある子どもの保育に当たっては、一人一人の障害の種類、程度に応じた保育ができるように配慮し、家庭、主治医や専門機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応する。」ことが示された。また、幼稚園に関しても、「幼稚園教育要領」（2000，文部科学省）及び「乳幼児教育振興プログラム」（2001，文部科学省）において、障害のある乳幼児の指導においては、家庭や専門機関との連携の必要性がうたわれている。今後は、それぞれの機関におけるニーズに基づき、養護学校等には、障害児保育に関する専門的な支援要請がさらに多くなることが予測される。

先に述べたとおり、これまで、障害乳幼児に対する対応は、主に医療及び福祉機関において、「療育」の名の下に大きな実績が挙げられてきたが、今回の本校の早期教育相談室における一連の調査や実践で明らかになったような様々なニーズに対応していくには、全国の養護学校等における教育相談活動の充実を図っていくことはもちろんのこと、本校の早期教育相談室が教育分野における社会資源の一つとして、新しい養護学校の創造に向け、関連機関との連携の基に、より一層機能的に活発に活動していくことが求められているものと考える。

引用・参考文献

1）大賀たえ子：「障害児保育機関への支援に関する研究」‐地域内の幼稚園・保育所に対する調査を通して‐、第38回日本特殊教育学会発表論文集、日本特殊教育学会、2000.

2）大賀たえ子：「養護学校における早期教育相談の実践的研究」‐幼稚園・保育所・小学校・療育機関等、地域機関に対する支援について‐、第39回日本特殊教育学会発表論文集、日本特殊教育学会、2001.

3）大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」‐地域の障害児保育機関との連携を指向して‐、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、17、2000.

4）大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」‐地域の障害児保育機関との連携を指向して‐、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、18、2001.

5）国立久里浜養護学校：平成13年度　障害のある乳幼児に対する早期からの指導担当者等研究協議会「事後集録」、2002.

6）郷間安美子：「統合保育の現状と問題点に関する調査研究」‐保育者の障害児への対応についての問題を中心に‐、第35回日本特殊教育学会発表論文集、日本特殊教育学会、1997.

7）障害者白書、総理府、2000.

8）時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について‐最終報告‐、文部科学省、1999.

9）特殊教育、文部科学省、№96、1999.

10）特別支援教育、文部科学省、№1、平成13年度、2001.

11）21世紀の特殊教育の在り方について‐一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について‐、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議、2001.

12）乳幼児教育振興プログラム、文部科学省、2001.

13）発達の遅れと教育、日本文化科学社、№494、1998.

14）発達の遅れと教育、日本文化科学社、№526、2001.

15）保育白書、全国保育団体連絡会、2000.

16）保育所保育指針、厚生労働省、2000.

17）幼稚園教育要領、文部科学省、1998.